

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年六月二十二日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第七十三号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

第一条 次に掲げる政令の規定中「第二十条第一号」を「第七条第一号」に改める。
（所得税法施行令及び法人税法施行令の一部改正）

- 一 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第八十九条第二号
- 二 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十九条第二号

（厚生労働省組織令の一部改正）
第二条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。
第百六条第六号中「老人クラブ及び指定法人」を「及び老人クラブ」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣 野田 佳彦
厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人